

○印旛郡市広域市町村圏事務組合財政調整基金設置条例

平成 26 年 10 月 30 日

条 例 第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、財政調整基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 組合は、財源の調整及びその健全な運営を図るため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

2 前項に定めるもののほか、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) その他管理者が、組合財政の運営上必要があると認めたとき。

(繰替運用)

第 7 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。